

# 認定農業者制度について

## 【認定農業者制度の概要】

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

## 【認定の手続き】

認定を受けようとする農業者は、市町村に次のような内容を記載した「農業経営改善計画書」を提出する必要があります。

1. 経営規模の拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
2. 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など）
3. 経営管理の合理化の目標（複式簿記での記帳など）
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標（休日制の導入など）

## 【若狭町の農業経営改善計画認定基準】

- (1) 農業経営の規模の拡大に関する目標が町で定める経営規模以上であること。なお、下回る場合でも概ね経営規模以上であり、かつ、生産方式の合理化や経営管理の合理化、農業従事の様態等の改善などを通じて自らの農業経営の改善を図ろうとする者は、認定の対象として適切であると判断する。
- (2) 農業経営の規模の拡大及び農業所得の向上に努める者又は農業生産法人、一般法人であること。
- (3) 前号の主たる従事者又は農業生産法人、一般法人の年間農業粗収益の目標が概ね1,000万円以上であること。
- (4) 一般法人にあっては、法人の構成員で、かつ、法人の主たる農業従事者を配置し、必要な農作業に従事すること。
- (5) 農業経営改善計画の有効期間内に申請者が70歳以上となる場合は、農業後継者との共同申請が望ましい。
- (6) 若狭町の農業振興に関する施策等に協力すること。
- (7) 営農する集落内農用地の保全管理等に努めること。